

付 属 資 料

資料 1 職業分類作業部会設置要綱

資料 2 日本標準職業分類との対応（イメージ図）

職業分類作業部会設置要綱

1. 趣旨・目的

現行の厚生労働省編職業分類（2011年6月改定）は、改定から7年が経過し、この間の産業構造、職業構造の変化等に伴い、求人・求職者の職業認識と職業分類との乖離が生じている分野もみられる。また、統計上の整合性を保つ観点から日本標準職業分類の体系に準拠して作成されているため、求人・求職のマッチングにおいても課題が生じている。

このため、労働政策研究・研修機構では厚生労働省の要請を受け、これまで職業分類の官・民・諸外国間の比較などを通じて、その課題を明らかにしてきた。2017年度は、職業分類改訂委員会を設置し、これらの研究成果を踏まえ、厚生労働省編職業分類の次期改定に向けて、マッチングのための職業分類のあり方等の課題を整理・分析し、2021年度改定に向けた検討を行った。

2018～2019年度においては、職業分類作業部会を設置し、2017年度の改定方針に基づき、具体的な改定作業を実施する。

2. 作業部会の委員構成

作業部会の委員は、以下の分野の関係者によって構成する

- 学識経験者
- 民間事業者
- 厚生労働省

3. 期間

本作業部会の活動期間は、2018年度及び2019年度の2年間とする。

4. 検討結果のとりまとめ

作業部会における検討結果は、労働政策研究・研修機構の研究成果物として年度ごとにとりまとめる。

5. 運営

- (1)事務局は、労働政策研究・研修機構のキャリア支援部門に置く。
- (2)その他、労働政策研究・研修機構の規定により本作業部会を運営する。

資料 2

小分類023のうち023-01を中分類01に移動する場合



1. 改定案と日本標準職業分類との対応が確保されるケース

現行の分類（中・小分類は日本標準職業分類に準拠（日標コード））

中分類	小分類	細分類
01	011	011-01、011-02・・・
	012	012-01、012-02・・・
	013	013-01、013-02・・・
02	021	021-01、022-02・・・
	022	022-01、022-02・・・
	023	023-01 023-02、023-02・・・023-99

小分類023のうち
細分類023-01を小
分類に格上げして、
中分類01に移動

改定案（新コード）

中分類	小分類
新01	011
	012
	013
新02	01X
	021
	022
02X	

システム上で紐付けること
により、01X+02X=023と
なり、旧023（日標コード
023）を復元可能なので、
現行分類及び日本標準職業
分類との対応を確保できる

分類コード対応表

新コード	日標コード
011	011
012	012
013	013
01X	023
021	021
022	022
02X	023

さらに中分類を組み替え
ても対応は確保される

中分類	小分類
新01	011
	012
新02	021
	022
	02X
新03	013
	01X

2. 改定案と日本標準職業分類との対応が確保できないケース



現行の分類（中・小分類は日本標準職業分類に準拠（日標コード））

中分類	小分類	細分類
01	011	011-01、011-02・・・
	012	012-01、012-02・・・
	013	013-01、013-02・・・
02	021	021-01、022-02・・・
	022	022-01、022-02・・・
	023	023-01 023-02、023-02・・・023-99

小分類013と細分類
023-01を統合して新
小分類01Xを作成し、
中分類01に移動

改定案（新コード）

中分類	小分類
新01	011
	012
新02	01X
	021
	022
02X	

旧023-01が別項目となっていないため、01Xか
ら旧023-01の数を切り出すことができない
→旧013・旧023の復元ができない
→中分類新01と中分類新02も現行分類及び日本
標準職業分類との対応を確保できない